

●香川県警察本部告示第3号

香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年10月2日

香川県警察本部長 筋 伊知朗

香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程

香川県警察文書公印規程（平成12年香川県警察本部告示第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前					
別表第1（第7条、第10条関係）				別表第1（第7条、第10条関係）					
法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面	法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面		
1～24 略				1～24 略					
25 ストーカ 一行為等の 規制等に関 する法律（ 平成12年法 律第81号）	第4条第 1項	略		25 ストーカ 一行為等の 規制等に関 する法律（ 平成12年法 律第81号）	第4条第 1項	略			
	<u>第4条第 4項</u>	<u>警告をしなかつた ときの当該警告の 申出をした者に対 する通知</u>	<u>通知書（ストーカ 一行為等の規制等 に関する法律施行 規則別記様式第3 号）</u>						
	第6条第 1項	仮の命令	仮命令書（ストー カ一行為等の規制 等に関する法律施 行規則別記様式第 7号）				第6条第 1項	仮の命令	仮命令書（ストー カ一行為等の規制 等に関する法律施 行規則別記様式第 4号）
	第9条第 1項	略					第9条第 1項	略	
26～36 略				26～36 略					
別表第2（第7条、第10条関係）				別表第2（第7条、第10条関係）					
法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面	法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面		
1～17 略				1～17 略					
18 ストーカ 一行為等の 規制等に関	第4条第 1項	略		18 ストーカ 一行為等の 規制等に関	第4条第 1項	略			
		<u>警告をしなかつた</u>	<u>通知書（ストーカ</u>						

する法律（平成12年法律第81号）	第4条第4項	<u>ときの当該警告の申出をした者に対する通知</u>	<u>一行為等の規制等に関する法律施行規則別記様式第3号</u>
	第6条第1項	仮の命令	仮命令書（ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則別記様式第7号）
	第9条第1項	略	
18の2～27 略			

する法律（平成12年法律第81号）			
	第6条第1項	仮の命令	仮命令書（ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則別記様式第4号）
	第9条第1項	略	
18の2～27 略			

附 則

この規程は、平成25年10月3日から施行する。